

平成26年第1回長与町議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成26年 3月 5日  
 本日の会議 平成26年 3月24日  
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1番 饗庭 敦子 議員  | 2番 安部 都 議員   | 3番 内村 博法 議員  |
| 5番 分部 和弘 議員  | 6番 安藤 克彦 議員  | 7番 金子 恵 議員   |
| 8番 川井 哲雄 議員  | 9番 森 謙二 議員   | 10番 西岡 克之 議員 |
| 11番 岩永 政則 議員 | 12番 喜々津英世 議員 | 13番 佐藤 昇 議員  |
| 15番 山口憲一郎 議員 | 16番 堤 理志 議員  | 17番 西田 敏 議員  |
| 18番 河野 龍二 議員 | 19番 吉岡 清彦 議員 | 20番 竹中 悟 議員  |
| 21番 山口 経正 議員 |              |              |

欠席議員

なし

職務のため出席した者

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| 議 会 事 務 局 長 酒井 通博 君 | 議 事 課 長 浜野 洋子 君 |
| 参 事 中山 庄治 君         |                 |

説明のため出席した者

|                           |                       |
|---------------------------|-----------------------|
| 町 長 吉田 慎一 君               | 副 町 長 鈴木 典秀 君         |
| 教 育 長 黒田 義和 君             | 総 務 部 長 中山 祐一 君       |
| 企 画 振 興 部 長 山田 譲二 君       | 建 設 部 長 日野 勉 君        |
| 生 活 福 祉 部 長 田島 弘明 君       | 教 育 次 長 吉村 邦彦 君       |
| 水 道 局 長 馬木 信一 君           | 会 計 管 理 者 松添 高明 君     |
| 企 画 振 興 部 理 事 藤田 茂 君      | 生 活 福 祉 部 理 事 益富 雅彦 君 |
| 教 育 委 員 会 理 事 永富 雅徳 君     | 政 策 推 進 室 長 荒木 重臣 君   |
| 総 務 課 長 古賀 洋 君            | 財 務 課 長 宮崎 望 君        |
| 管 財 課 長 山下多喜男 君           | 税 務 課 長 田平 俊則 君       |
| 収 納 推 進 課 長 中村 文彦 君       | 企 画 課 長 松浦 篤美 君       |
| 地 域 政 策 課 長 大津 鉄治 君       | 都 市 整 備 課 長 道端 和彦 君   |
| 管 理 課 長 森 浩平 君            | 農 林 水 産 課 長 浜口 務 君    |
| 福 祉 課 長 西平 隆邦 君           | 健 康 保 険 課 長 小佐々 司 君   |
| 介 護 保 険 課 長 藤井 尚武 君       | 住 民 課 長 村山 和聡 君       |
| 教 育 委 員 会 総 務 課 長 森川 敏幸 君 | 生 涯 学 習 課 長 和泉 嘉彦 君   |
| ス ポ ー ツ 振 興 課 長 帯田 由寿 君   | 水 道 課 長 吉田 邦彦 君       |
| 下 水 道 課 長 浦川 圭一 君         | 会 計 課 長 酒井喜代彦 君       |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 松本 廣 君  | 監 査 事 務 局 長 村田 和則 君   |

会議録署名議員

19番 吉岡 清彦 議員

20番 竹中 悟 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 13時30分

閉会 17時10分

平成26年第1回長与町議会定例会

議事日程（第5号）

平成26年 3月24日（月）

午後13時30分 開議

| 日程 | 議案番号 | 件名                                       | 備考  |
|----|------|--|-----|
| 1  | 1    | 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例                  | ※総務 |
| 2  | 2    | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例   | ※総務 |
| 3  | 16   | 長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例       | ※総務 |
| 4  | 17   | 長与南交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例         | ※総務 |
| 5  | 20   | 長与駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例      | ※総務 |
| 6  | 21   | 長与町駐車場条例の一部を改正する条例                       | ※総務 |
| 7  | 28   | 平成25年度長与町一般会計補正予算（第4号）                   | ※総務 |
| 8  | 35   | 平成26年度長与町一般会計予算                          | ※総務 |
| 9  | 36   | 平成26年度長与町駐車場事業特別会計予算                     | ※総務 |
| 10 | 3    | 長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例        | ※文厚 |
| 11 | 4    | 上長与地区公民館の特別施設使用料条例の一部を改正する条例             | ※文厚 |
| 12 | 5    | 長与町民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例         | ※文厚 |
| 13 | 6    | 長与町宿泊研修施設「つどいの家」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  | ※文厚 |
| 14 | 7    | 長与北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例   | ※文厚 |
| 15 | 8    | 長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | ※文厚 |
| 16 | 9    | 長与町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例                  | ※文厚 |

|    |    |  |     |
|----|----|--|-----|
| 17 | 10 | 長与町働く婦人の家条例の一部を改正する条例                      | ※文厚 |
| 18 | 11 | 長与町武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例              | ※文厚 |
| 19 | 12 | 長与町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例                  | ※文厚 |
| 20 | 13 | 長与町海洋スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例        | ※文厚 |
| 21 | 18 | 長与町老人福祉センター「丸田荘」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例     | ※文厚 |
| 22 | 19 | 長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例              | ※文厚 |
| 23 | 29 | 平成25年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）               | ※文厚 |
| 24 | 30 | 平成25年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）              | ※文厚 |
| 25 | 31 | 平成25年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）                 | ※文厚 |
| 26 | 37 | 平成26年度長与町国民健康保険特別会計予算                      | ※文厚 |
| 27 | 38 | 平成26年度長与町後期高齢者医療特別会計予算                     | ※文厚 |
| 28 | 39 | 平成26年度長与町介護保険特別会計予算                        | ※文厚 |
| 29 | 14 | 長与町都市公園条例の一部を改正する条例                        | ※建産 |
| 30 | 15 | 長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | ※建産 |
| 31 | 22 | 長与町一般公共海岸占用料及び土石採取料徴収等条例の一部を改正する条例         | ※建産 |
| 32 | 23 | 長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例           | ※建産 |
| 33 | 24 | 長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例                     | ※建産 |
| 34 | 25 | 町道路線の認定について                                | ※建産 |
| 35 | 26 | 平成25年度長与町水道事業会計資本剰余金の処分について                | ※建産 |
| 36 | 27 | 平成25年度長与町下水道事業会計資本剰余金の処分について               | ※建産 |

|    |    |  |     |
|----|----|--|-----|
| 37 | 32 | 平成25年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号） | ※建産 |
| 38 | 33 | 平成25年度長与町水道事業会計補正予算（第2号）               | ※建産 |
| 39 | 34 | 平成25年度長与町下水道事業会計補正予算（第2号）              | ※建産 |
| 40 | 40 | 平成26年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算        | ※建産 |
| 41 | 41 | 平成26年度長与町水道事業会計予算                      | ※建産 |
| 42 | 42 | 平成26年度長与町下水道事業会計予算                     | ※建産 |
| 43 | 43 | 人権擁護委員の推薦について                          |     |
| 44 | —  | 議員派遣の件                                 | —   |
| 45 | —  | 委員会の閉会中の継続調査申し出                        | —   |

※付託された委員会

(開会 13時30分)

議長

(山口経正議員)

皆さん、こんにちは。

3月19日までの委員会審査、大変お疲れさまでした。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1、議案第1号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例、日程第2、議案第2号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第3、議案第16号、長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第4、議案第17号、長与南交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第20号、長与駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第21号、長与町駐車場条例の一部を改正する条例、日程第7、議案第28号、平成25年度長与町一般会計補正予算(第4号)、日程第8、議案第35号、平成26年度長与町一般会計予算、日程第9、議案第36号、平成26年度長与町駐車場事業特別会計予算を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

総務常任  
委員長

(佐藤 昇議員)

報告します。

3月10日、本会議におきまして総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果について報告いたします。

議案第1号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例、議案第2号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例では、3月11日、委員全員出席のもと、説明員として中山総務部長、松本農業委員会事務局長、その他関係職員の出席を求めて説明を受けました。

まず、議案第1号につきましては、農業力調整協議会を廃止するため、その後は長与町農作業労働再開対策協議会という任意団体が引き継ぐとの説明でした。

審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号は、3月11日、委員全員出席のもと、説明員として中山総務部長、田島生活福祉部長、古賀総務課長、西平福祉課長、小佐々健康保険課長、藤井介護保険課長、松本農業委員会事務局長、その他関係職員の出席を求め、説明を受け、審査いたしました。

条例の改正点は、介護保険専門員などの報酬を要綱で定めていたものを明確にするため、条例で定めることと、字句の訂正でありました。

弗化物洗口推進協議会の内容はという質疑に対し、県では29年度までに弗化物洗口の事業を幼稚園、保育所、小学校で取り組む予定なので、それに向けて協議会を立ち上げるもので、構成は、小学校長5名、養護校教諭5名、PTA5名、保育所から4名、幼稚園から3名、西彼医師会から1名、町内

歯科医師 1 名の計 24 名であるとの答弁でした。

慎重に審査した結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 16 号、長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第 17 号、長与南交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、3 月 11 日、委員全員出席のもと、説明員として中山総務部長、山田企画振興部長、大津地域政策課長、その他関係職員の出席を求め、審査いたしました。

議案第 16 号は、消費税の引き上げに伴い、それに見合う使用料の改正を行うもので、10 円未満の端数は切り捨てるものであります。

審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 17 号につきましては引き続き審査を行いました。

提案理由は 16 号と同じで、質疑として、冷暖房料は 100 円単位にそろえてあるが、集会室代 900 円は消費税を 8% 転嫁すると 980 円になる。受益者負担も考えて 1,000 円にしてもよかったのではないかという質疑に対し、検討はしたが、今回は全体のルールづくりを行った。今後検討していくとの答弁でありました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 20 号、長与駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第 21 号、長与町駐車場条例の一部を改正する条例につきましては 17 号に引き続き審査を行いました。説明員として中山総務部長、山下管財課長、その他関係職員の出席を求めて説明を受け、審査いたしました。

提案理由は、ほかの改正条例と同じで、消費税の改正によるものであります。

審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 21 号は、定期駐車について、消費税増税分を賦課し、時間駐車は現状どおりとするものであります。

時間駐車について、なぜ改正しなかったのかという質疑に対し、30 分 50 円で設定してるので、今回は見送った。利用者の利便性も考えたとの答弁でありました。

審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 28 号、平成 25 年度長与町一般会計補正予算（第 4 号）につきましては、3 月 11 日、委員全員出席のもと、質疑を行い、19 日に結審いたしました。説明員として鈴木副町長、黒田教育長、中山総務部長、山田企画振興部長、田島生活福祉部長、日野建設部長、吉村教育次長、益富生活福祉部理事、永富教育委員会理事、その他関係職員の出席を求めて説明を受け、質疑を行いました。

歳入歳出それぞれ 1 億 2,837 万 7,000 円を減額し、補正後の総額は、1 億 1,138 万 7,666 万 1,000 円とするものであります。また老人福祉費、道路橋梁費、都市計画費の繰越明許費と地方債の補正も計上されておりました。

主な内容は、歳入では、町税 7,100 万円、地方交付税 1 億 2,223 万

9,000円、国庫支出金7,907万9,000円の増額計上。基金繰入金2億5,728万7,000円、町債1億5,770万円の減額計上でありました。

歳出では、民生費8,257万1,000円の増額と衛生費5,358万5,000円、土木費1億1,419万7,000円の減額計上でありました。

主な質疑として、総務部関係では、危機管理専門員報酬160万8,000円の減額理由は何かという質疑に対し、年明けに退職したいと申し出があり、県警とも相談したが、後任がすぐには見つからなかった。それで約半年間不在であった。再度お願いして同じ人に現在は来てもらっているとの答弁でした。

財政調整基金繰り入れについて、仕組みを含めて説明してほしいとの質疑に対し、25年度当初予算編成時に歳入不足分を基金を取り崩して財源に充て、今回資金に余裕ができたので、基金に戻すもので、それでも1億7,360万7,000円基金に戻し切れていないとの答弁でした。

企画振興部関係では、インターネット接続工事費45万8,000円の減額理由はという質疑に対し、百合野地区のモデル事業分で、100世帯の接続料を当初町負担で計上していたが、県負担になったので、減額補正したとの答弁でした。

生活福祉部関係では、環境施設組合負担金が約5,700万円減額されている理由は何かという質疑に対し、熱回収施設の本体工事が発注できなかったためだとの答弁でした。

建設部関係では、町道新設改良費2,913万2,000円の場所はどこかという質疑に対し、高田小学校線で、ループ橋を越えた部分だとの答弁でした。

教育委員会関係では、文化財整備工事費が40万5,000円減額になっているのはなぜかという質疑に対し、境界の件で地権者の同意が得られなかったため、工事を行えなかったとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号、平成26年度長与町一般会計予算につきましては、委員全員出席のもと、3月12日から17日まで審査し、19日に結審いたしました。説明員として鈴木副町長、黒田教育長、中山総務部長、山田企画振興部長、田島生活福祉部長、日野建設部長、吉村教育次長、酒井議会事務局長、益富生活福祉部理事、藤田企画振興部理事、永富教育委員会理事、その他関係職員の出席を求めて説明を受け、質疑を行いました。

予算総額122億1,187万2,000円で、前年比8.9%の増でありました。

予算状況は、歳入では、町税はほぼ前年どおり、地方消費税は税率改正があるため、17.5%の増、地方交付税は前年どおり、国庫支出金、県支出金はそれぞれ7.5%、12.9%の増、繰入金は34.7%の増、町債は36.9%の増でありました。

歳出では、総務費、民生費がそれぞれ3.5%、3.9%の増で、土木費は



16.8%の増、公債費は39.8%の増でありました。

主な質疑として、給与を試算する場合、退職者と新規採用者は幾らで見込んでいるかという質疑に対し、退職者900万円、新卒採用は360万円で試算しているとの答弁でした。

給与は1月現在で見込んでいる。26年は多数の退職者がいるが、予算には反映されず、例年だと12月議会で補正される。人事院勧告があるのが大きな理由だが、金額が大きく、早く補正するとほかの事業に使えるので、少しでも早く補正すべきではという質疑に対し、4月の人事異動で確定するので、補正はできる。人事院勧告があればまだ補正すればいいという趣旨の質問だと思うが、給与全体をいじるのは大変な作業になる。上司とも相談し、今後検討するとの答弁でした。

例規集がどんどん厚くなる。電子化は考えていないのかという質疑に対し、限界に来ていると思う。現在具体的にはないが、どうにかしなければ、思っているという答弁でした。

公務員の給与削減の町税への影響はどれくらいという質疑に対し、町内には国家公務員が約70名、地方公務員が約1,400名で、影響額は約3,000万円と試算しているとの答弁でした。

芝生、芝生広場の散水車賃借料76万2,000円の内容はどの質疑に対し、去年は月1回、1万8,000円で借り上げていたが、26年は国体会場にもなっているので、月1回と、水不足になると散水車を借りられないことがあるので、7月から9月までは月決めで借り上げるとの答弁でした。

同じく管理料336万2,000円の内訳はという質疑に対し、散水が132万円、草刈りが60万5,000円、トイレ清掃が20万円、エアレーション関係が123万円との答弁でした。

結婚相談事業100万円の具体的な内容はという質疑に対し、社会福祉協議会に委託し、相談員2名を委嘱し、第2・第4土曜日10時から16時まで開設。イベントを二、三回、年二、三回行う。町内在住者か勤務している人が基本的な対象者で、年齢は問わないとの答弁でした。

地方交付税は昨年同額の18億4,000万円で計上されているが、算出根拠はという質疑に対し、国の地方財政計画では前年比2,000億円の減額の16兆9,000億円になっている。少し迷ったが、前年同額で計上したとの答弁でした。

企画振興部関係では、地域支え合いICT普及員報酬260万円の件では、今後のスケジュールと、普及員の候補は決まっているのか。福祉課などと連携はとれているのかという質疑に対し、90世帯に了解をもらっていて、3月中にネットへの接続作業を終わらせる。4月から本格運用される。現在の普及員はコンピューターのプログラムも組める人で、利用者とも顔見知りになっているので、今の人をできればお願いしたい。福祉課や社会福祉協議会とも連携して進めていくとの答弁でした。防犯灯をLEDにかえていく必要があると思うが、現在の考え方はという質疑に対し、26年度で全ての防犯灯を点検するので、結果を受け、単年度では無理なので、年次計画を立てて

交換していきたいとの答弁でした。

地域の核店舗創造事業補助金100万円の内容はという質疑に対し、商工会に支出し、2店舗に高い専門性を持つ人を派遣し、支援をする。終了後はリーダー的な存在になってほしい。現在まで5店舗が終了しており、協議会的な会ができればと商工会とも話しているとの答弁でした。

データセンターサービス利用型基幹システム使用料5,435万3,000円については、単独のもの、センターを利用するように移行していくと、最終的には費用は減額になるのかという質疑に対し、年間3,000万ぐらい節減できる。さらにプログラムがパッケージ化されるので、現在2名体制のシステムエンジニアと職員の体制の見直しができるとの答弁でした。

生活福祉部関係では、高齢者の肺炎球菌の予防接種の内容はどの質疑に対し、75歳以上の高齢者で、過去5年間予防接種を受けていない人が対象で、1人につき3,000円を助成する。生活保護者については全額助成するとの答弁でした。

社会福祉協議会運営補助金4,945万8,000円について、昨年より増額になっているのはなぜかという質疑に対し、職員を1名増員し、12名体制になったからとの答弁でした。

建設部関係では、輝くながさき園芸産地振興計画推進事業費補助金185万円の内容はという質疑に対し、マルチ資材とって、ミカン畑に水が少なく入るように敷き、ミカンをいじめて糖度を上げるものである。収穫が済んだら巻き取って倉庫に保管すれば5年くらいは使える。大事にしないと二、三年でだめになると聞いているとの答弁でした。

町道池堂西時津線2,000万円について、いつ供用開始になるのかという質疑に対し、ごみ処理施設の工事車両が12月末まで通っているので、その後一気に舗装をかけ、26年度中には通れるようにしたいとの答弁でした。

役場前の橋梁を急いでつくらなければならない理由は何かという質疑に対し、西高田線の基点部分になる。イオンタウンが出店し、住宅も張りつくので、渋滞が予想されるから造成する必要があるとの答弁でした。

教育委員会関係では、長与小学校のグラウンド整備の予算がついていないが、予算要求はしたのかという質疑に対し、要求はしたが、大きな事業を優先させるということで、今回はつかなかったとの答弁でした。

図書館建設に向けて今後の見通しはという質疑に対し、工事着工まで二、三年かかる。生涯学習課の今の体制では準備室というか、専任職員を張りつけるのは難しい。町長部局をお願いしていきたいとの答弁でした。

町民体育祭は26年度は開催されないが、翌年度は、いわゆる27年度です、参加しづらいのではないかと思うが、どう考えてるのかという質疑に対し、各種団体とも27年度は必ず開催すると確認している。町民に親しまれる大会にしていきたいとの答弁でした。

農業委員会関係では、女性委員についてどう考え、進めていくのかという質疑に対し、男女共同参画の面と、女性農業者も多数いるので、関係団体に少しでも登用するよう文書を出しているとの答弁でした。

最後に、長与小学校のグラウンド整備の件で、理事者に来てもらい、なぜ予算化できなかったのか、緊急性もあり、大事な事業ではないのかと質疑を行いました。鈴木副町長の答弁は、当初予算編成には苦勞した。110億の繰り入れを行っても、10億ぐらいの過不足が出ている。緊急性については、昨年も運動会はできているので、ほかの事業より高くないと判断した。ほかの事業も予算がついていないものがたくさんある。この件については町長の執行権であると考えるとの答弁でした。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号、平成26年度長与町駐車場事業特別会計予算につきましては、3月11日、委員全員出席のもと、説明員として中山総務部長、山下管財課長、その他関係職員の出席を求めて説明を受け、審査いたしました。

予算総額は、707万9,000円で、対前年比3.4%増の予算でありました。歳入増の要因は、消費税の増税による定期駐車分の使用料の増加分でありました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議 長

(山口経正議員)

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第1号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第2号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第16号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第17号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第20号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第21号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第28号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第35号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第36号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第1号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第1、議案第1号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第2号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第2、議案第2号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第16号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

16番、堤 理議員。

16番 (堤 理志議員)

16番。私は議案第16号、長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。

この条例改正は、消費税法改定による税率引き上げを踏まえ、長与町ふれあいセンターの使用料を変更するものとなっています。同条例の8条に、町民からは使用料を徴収しないという規定があることから、使用料については町民負担は発生いたしません。しかし体育館ステージの電灯使用料は実質引き上げがなされ、住民に負担を課す改定となっています。施設の維持管理に係る業者への発注や委託等に消費税増税分が上乘せされ、町もコスト増になる側面があるということは事実であります。しかしコスト増になった分については交付税の算定における基準財政需要額に単位費用として考慮される可能性が考えられます。

また、町の一般会計歳入の地方消費税分として3億3,500万円が26年度計上してありますが、このうちの5,000万円は消費税引き上げによる増収分であり、町の収入が増加する、こういう面もあるわけであります。

そもそも地方自治体は消費税法60条6項の規定により、企業会計分を除き、消費税の納付が発生しない仕組みとなっています。納税するわけでもない消費税増税分を住民に請求するということが果たして町民の理解を得られるでしょうか。

また、今回の消費税率の改定について、政府は福祉や社会保障のためと説明しています。ふれあいセンターの体育館は高齢者や障害者福祉にも活用されています。福祉・社会保障充実のためということで導入された経緯から見ても、今回の措置は住民に説明ができません。

よって、本条例改正に反対をいたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

1 番、饗庭敦子議員。

1 番

(饗庭敦子議員)

1 番。私は議案第16号、長与町ふれあいセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

この議案は、消費税法及び地方税法の一部改正等に伴い使用料について消費税を5%から8%にアップに対応するため、所要の改正を行うもので、平成26年4月1日より施行しようとするものであります。

消費税の引き上げは特定のものに負担が集中せず、高齢者を含めて国民全体で広く負担することが高齢化社会における社会保障の財源にふさわしいと考えられているのであります。国民全体で負担する消費税の増税は、社会保障制度を維持し、将来世代のつぎを減らしていくという上で重要な意味を含んでおり、やむを得ないものであると考えます。

今回提出されている議案の内容は、使用料であります。この性格上、特定のサービスを利用し、利益を受ける場合にはその受益者としてのコストの一部を負担することで、サービスを利用しない人との間の公平を図っているものであります。サービスを受ける受益者から消費税引き上げ分をいただかないということになりますと、結局は町民の税金で負担することとなり、負担の公平性が図られないと思います。長与町財政における収入、支出の均衡を保つためにも必要で、妥当なものと認め、賛成いたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

6 番、安藤克彦議員。

6 番

(安藤克彦議員)

6 番。私は議案第16号、長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、賛成の立場から討論いたします。一部同僚議員と重なる部分がありますが、御了承ください。

本議案は、いわゆる消費税法及び地方税法の改正に伴い消費税が5%から8%への増に対応するものと理解しております。この後に出てくる使用料改正関係の条例も同様のものが多いのですが、5%時の本体価格に8%を乗せ

て10円未満は切り捨てる処理を行ったものがここに提案されております。

また、冷暖房使用料につきましては、住民の利便性を考えた形での実質値下げを、また全体として表記自体を内税に改められていると理解します。この施設で考えれば、実際の町民の負担増は体育館の電灯使用料1時間当たり、フロアでしたらゼロ円、ステージで10円です。体育館の使用の多くがフロアということを考えれば、今回の改定で住民への影響は皆無に等しいのではないのでしょうか。

議論をちょっと変えたいんですけれども、4月以降も消費税増税が予定されてると伺います、今後ですね。またこれにあわせて使用料の改定が検討されるということをお断りしました。この施設の体育館、フロアの電灯使用料は、210円は実際妥当なのか、実際のコストは幾らなのか、そしてまた同僚議員からもありましたけど、使用する人、しない人の、いわゆる一般財源からの補填の公平な負担っていうことを考えると、単なる消費税増税だけではなくて、全体的にこれから使用料の見直しっていうのを図っていただきたいと思っております。

以上、賛成討論といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第3、議案第16号、長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議 長

(山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第17号の討論行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第4、議案第17号、長与南交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第20号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第5、議案第20号、長与駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第21号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

16番、堤 理志議員。

16番 (堤 理志議員)

16番。私は議案第21号、長与町駐車場条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。

本条例改正も消費税の引き上げにより、町営駐車場の定期駐車料金を引き上げるものであります。

駐車場会計についても他の施設と同様に、消費税を国に納付するわけではありません。この条例改正は納付しない消費税増税分を住民から追加徴収する内容であり、納得できるものではありません。町民に成りかわって本条例に反対をいたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

5番、分部和弘議員。

5番 (分部和弘議員)

私は議案第21号について、賛成の立場で討論いたします。

利用者の利便性の向上のため、諸施策がなされ、照明のLED化で場内の明るさの確保や、防犯強化については防犯カメラを設置し、利用者の安全安心の確保がとられております。こういったことから、今後も消費増税分に見合った利用者がよりよい環境で利用できるものとなるようお願いしまして、私の賛成討論といたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第6、議案第21号、長与町駐車場条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長 (山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第28号の討論行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第7、議案第28号、平成25年度長与町一般会計補正予算(第4号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第35号の討論行います。

まず、反対討論ありませんか。

16番、堤理志議員。

16番 (堤理志議員)

16番。議案第35号、平成26年度一般会計予算に反対の討論を行います。

住民福祉の向上や住民の利便性向上につながる評価できる事業もありますが、問題や疑問を感じる点について指摘し、討論をいたします。

まず1点目は、国体事務局の体制についてであります。

さきの12月議会で労働環境の改善を求める附帯決議を行い、可決を目指しました。採決では否決となりましたが、理事者側は真摯に受けとめ、本年2月から1名正職員を増員する措置を講じました。これは評価ができる対応であります。今後も5つのイベントが立て続けに予定され、万全な対応が迫られています。現状の職員数と予算で規定された時間外手当では国体事務の円滑な実施が可能なのか疑問があります。再任用の活用なども含め、国体事務体制のさらなる充実が必要と考えます。

街路事業西高田線については、以前から多額の費用負担、将来の財源見通し、完成年度の不透明さ、町財政全体への影響などの観点から反対をしてきました。今回の予算によると、西高田線の街路事業は高田踏み切りまでの既



存の道路改良ではなく、役場前の橋の建設に当面重点化する趣旨の説明がなされました。橋の総工事費は4億から5億とのこととあります。商業施設の出店との関連があるのかもしれませんが、これまでの議会へ説明や答弁してきた内容から大きく、急に大きく方向転換した、そういう印象を受けます。

西高田線は渋滞緩和のためのバイパスの役割もあるとの説明もありました。しかし高田越、道ノ尾付近の大もとの渋滞原因の緩和策がない中で、手前の道路を複線化することが渋滞の解消につながるのか、その効果は疑問であります。橋の建設についても役場周辺にも慢性的な渋滞が広がることになるのではないかと。中央商店街周辺、皆前地区、定林地区、丸田郷地区の住民を大型商業施設へと誘導する、いわゆるストロー効果となり、中央商店街のますますの衰退につながる懸念も払拭できません。コンパクトシティー構想検討委員会の提言の中にも榎の鼻区画整理用地について、中央商店街を含む中心市街地の活性化に資する効果は不透明との記述があります。既存の商工業事業者の営業の成否は、事業者とその家族の生活と命の問題でもあります。性急な対応ではなく慎重な調査が必要ではなかったのでしょうか。

このような大型開発に特化する一方、商工業の振興に効果を発揮してきた住宅リフォーム助成の予算は残念ながら予算計上がなされませんでした。また教育委員会が予算要求していた長与小学校のグラウンド整備費も見送られています。小学校建てかえとグラウンドの整備はセットであったはずであります。更地になっているにもかかわらず、グラウンドとして整備されず、運動会等に使用できない状態では、保護者からの苦情に謝罪を余儀なくされるのは学校現場、先生方です。教育の町を掲げる長与町にあって子供たちの教育環境整備が後回しにされたことは問題だと言わざるを得ません。

以上の点から本予算に反対をいたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、賛成討論ありませんか。

1 番、饗庭敦子議員。

1 番

(饗庭敦子議員)

私は議案第35号、平成26年度長与町一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

今回の予算は総務費で結婚相談事業に取り組むなど、定住人口の増加に対しての前向きな姿勢が見受けられます。また本年は長崎がんばらんば国体、長崎がんばらんば大会の開催に向け、本町での事業費も計上され、ソフトボール少年少女競技会、フットベースボール競技会が成功することを願っております。

まず初めに、教育費におきましては、特別支援教育支援員を各小学校に配置し、特別支援教育の充実が期待できます。

また、高田小学校体育館屋根防水工事を実施することは評価できます。しかし長与小学校のグラウンド整備が予算計上されていないのは優先順位を考えてのことではありましたが、子育て支援の観点から、また住民の要望等考慮すると優先されるべきと考えます。限られた予算内での優先順位が、補

助金の関係もありますでしょうが、長与町役場前からの橋梁工事よりも高いと思います。今後補正予算に計上されることを強く要望いたします。

次に、教職員のメンタルヘルス対策、教員のメンタルヘルス対策に対する予算増額はなく、予算の中でのメンタルヘルス対策としては、産業医への相談とのことでしたが、それだけではとても不十分だと思います。快適な職場環境で皆様が働けることを願って、長与町での取り組みとして、ハードな面だけでなく、ソフトな面も予算化されることを要望いたします。

また、自殺対策推進事業費も毎年予算が同額であります。全国における自殺者数減少傾向と同様に、本県でも減少しておりましたが、平成25年は前年より29人増加しております。この結果はさまざまな機関が連携することにより、自殺対策の効果があるものと考えられますが、依然高い数値であることに変わりはなく、今後一層の自殺対策の継続が求められております。長崎県でも取り組みを強化されておりますので、本町でもぜひ今後増額されることを望みます。

最後になりますが、これらの予算、及び要望事項の導入によって我々が目指す「郷の和気、夢・緑・創造のまち」に基づいたまちづくりの実現につながり、長与町民が長与町民であることを誇りに思ってもらえるようになると確信しております。ハード面、ソフト面を含めて、町民のニーズをしっかりと把握することに努め、縦割り行政ではなく所管を越えた横割り型の連携をし、きめ細やかな住民サービスを常に意識して予算執行に当たっていただきたいと思っております。

以上のように26年度一般会計予算を総合的に考慮し、議案第35号に対する賛成討論とさせていただきます。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

2番、安部 都議員。

2番

(安部 都議員)

議案第35号、平成26年度長与町一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

歳入歳出予算の総額は122億1,187万2,000円でありました。

主な歳入は、町税、地方消費税交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、こども安心基金繰り入れによるものでありました。

主な歳出は、民生費、総務費、土木費、公債費であります。前年度比9億9,788万5,000円増となっております。

歳入の主な事項別では、個人税の減額は、国家公務員等の給料減や、住宅ローンの減税などで影響があるものの、地方消費税交付金は前年度比5,000万円の増で、5%から8%に税金が増税に伴う引き上げによるものでした。総務費国庫補助金では、社会保障税番号システム改修費補助金の新予算、民生費では臨時福祉給付金給付事務費補助金为新予算となっております。その中で衛生費の県補助金である健康増進事業や自殺対策推進補助金、がん

検診受診推進補助金などが大幅に減額をされておりました。また住宅リフォーム助成制度が2年で打ち切られたことは大変残念なところであります。後期高齢者肺炎球菌ワクチンの1回限り、1人3,000円の補助は予算化されていることは大変意義があるものであります。

歳出に当たっては、総務費の社協委託への結婚相談業務委託料は、26年度4月より毎月各種、相談者2名が対応され、本町の新しい事業であります。人口増加や活気満ちあふれるものと思われ、期待されるところであります。また高齢者見守り事業と地域支え合いICTモデル事業であります。3カ年の県のモデル事業となっておりますので、ひとり住まいの高齢者等の見守りや孤独死、孤立死などの抑制となることを願っております。地方分権推進に基づく義務づけ、枠づけの見直しは自治体、自治体条例へ委任され、国の省令で定めていた施設公物設置、管理の記述についても条例を地方自治体で制定し、定めることとなっております。よって、扉の幅員等も細目的事項についても規則などに委任され、町民が使いやすい合理的配慮をお願いしたいと思います。

最後に、歳入歳出、適正に位置づけ、優先順位、位置づけされる予算の確保をされているところから、賛成の討論といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第8、議案第35号、平成26年度長与町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議 長

(山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第36号の討論行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第9、議案第36号、平成26年度長与町駐車場事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)  
異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
場内の時計で14時35分まで休憩します。  
(休憩14時23分～14時35分)

議 長 (山口経正議員)  
休憩前に引き続き会議を再開します。  
日程第10、議案第3号、長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例、日程第11、議案第4号、上長与地区公民館の特別施設使用料条例の一部を改正する条例、日程第12、議案第5号、長与町民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第13、議案第6号、長与町宿泊研修施設「つどいの家」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第14、議案第7号、長与北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第15、議案第8号、長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第16、議案第9号、長与町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例、日程第17、議案第10号、長与町働く婦人の家条例の一部を改正する条例、日程第18、議案第11号、長与町武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第19、議案第12号、長与町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例、日程第20、議案第13号、長与町海洋スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第21、議案第18号、長与町老人福祉センター「丸田荘」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第22、議案第19号、長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例、日程第23、議案第29号、平成25年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、日程第24、議案第30号、平成25年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、日程第25、議案第31号、平成25年度長与町介護保険特別会計補正予算(第2号)、日程第26、議案第37号、平成26年度長与町国民健康保険特別会計予算、日程第27、議案第38号、平成26年度長与町後期高齢者医療特別会計予算、日程第28、議案第39号、平成26年度長与町介護保険特別会計予算を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。  
文教厚生常任委員長。

文教厚生  
常任委員長 (河野龍二議員)  
それでは、3月10日、本会議におきまして文教厚生常任委員会に付託された各議案について、審査の結果について報告いたします。

まず、議案第3号、長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例、同じく議案第4号、上長与地区公民館の特別施設使用料条例の一部を改正する条例、議案第5号、長与町民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第6号、長与町宿泊研修施設

「つどいの家」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第7号、長与北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第8号、長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第9号、長与町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例、議案第10号、長与町働く婦人の家条例の一部を改正する条例については、3月11日、委員全員出席のもと、説明員として吉村教育次長、和泉生涯学習課課長ほか関係職員の出席を求め、審査いたしました。

提案理由については、平成25年10月の閣議決定において消費税が5%から8%に引き上げられることに伴い、使用料の改正を行うという説明でありました。

議案第3号については、主な質疑は、内税方式にした理由は、国の指導もあり、また住民にもわかりやすくなると思う。

また、消費税転嫁の国の指導があったのかの問いには、自治体の使用料、手数料にも転嫁するように指導があった。

さらに、消費税の支払い義務はないが、徴収する消費税分はどうするのか、この問いに、公民館の運営に充当する。

さらに、予想される消費税の増収分は幾らか。24年度で、24年度ベースで長与中央公民館は2,800円、高田公民館は7,800円、上長与体育館は80円と問いがありました。

使用料の違いは部屋の大きさに関連してるのかの問いに、特に関連してない。現状の使用料に合わせた。

減免規定があるが、減免の場合の端数処理はどうするのかの問いに、規則で対応していく。

使用料については増税分を転嫁し、冷暖房については転嫁しないとの考えの整合性は何かの問いに、冷暖房料は技術的なことも含め、転嫁が困難な状況にあったという答弁でした。

町内在住者の料金は発生するのかの問いに、町民の施設使用料は基本的に無料で使用が可能である。事業者などの利用がする場合、有料になる場合もあると、などの質疑を行い、慎重に審査した結果、全会一致で可決するものと決しました。

議案第4号については、提案理由は同じ提案理由でありました。

主な質疑としては、現状の料金の変更なく消費税分が含まれる金額となっているが、住民の利便性を考えてのかの問いに対し、8%の加算でも10円未満となり、端数切り捨てで現状と同じ金額となっているという、など質疑を行い、慎重に審査した結果、全会一致で可決するものと決しました。

議案第5号についても、提案理由については同じで、主な質疑は、文化ホールの使用料とそれに伴う消費税増税分はどれくらいかの問いに、平成24年度でいうと使用料で49万2千1,480円、冷暖房使用料で68万600円となっている。24年度で換算すれば消費税増税分は使用料で約14万円の増、冷暖房使用料では1万9,000円の増となる。

条例にある8条の端数処理分の条文が残っているのはなぜか。割り増し料金の請求の際に端数が出る場合があるので、残している。

使用料は維持経費の何%に当たるのかの問いに、約10%ぐらいになる。

これは十分な使用料なのかの問いに、興行で利益を上げるのが目的でない。多くの町民に利用してもらうためにも今回は消費税分の上乗せとしたなどの質疑を行い、慎重に審査した結果、賛成多数で可決しました。

議案第6号についても提案理由の説明は同じで、主な質疑は、24年度の使用料についてはどれくらいか。部屋使用料で34万1,680円、冷暖房及びシャワー使用で5万5,010円。消費税の増税分は9,000円程度。

使用実績はどれくらいか。24年度は1,512名、60回の使用がされている。

各年度の推移はどうなっているかの問いに、23年度は1,840名の84回、25年度は、途中だが、1,759名の72回となっているなどの質疑を行い、慎重に審査した結果、賛成多数で可決いたしました。

議案第7号についても同じ提案理由の説明で、主な質疑は、後納規定の理由は何かの問いに対し、部屋の使用料は前納が原則だが、冷暖房の場合、その日によって使うか使わないかになるので、後納規定をただし書きにしている。

さらに、24年度に伴う実績と消費税の増収分はどれくらいかの問いに、使用料で10万4,999円で、増収分は3,000円程度と見ているなどの質疑が出され、慎重に審査した結果、全会一致で可決いたしました。

議案第8号も同じく提案理由の説明で、主な質疑は使用時間の変更の理由は何か。現状も既に他の施設と同様の使用時間が利用されて、条文改正に伴い修正を行った。

また、改正前の使用料は細かく種目によって料金が違っているが、改正の理由はなぜか。細かく規定した理由が今になってはわからないが、小学校の体育館使用料に合わせて今回整備した。

附属設備の使用料の削減理由はなぜかの問いに、現状も附属設備の使用はない状況であり、今後も発生しないため、削除した。

さらに、24年度実績と消費税の増収分でどれくらいかの問いに、電灯料で26万1,750円、増収分では7,400円程度と見ているなどの質疑が出され、慎重に審査した結果、賛成多数で可決するものと決しました。

議案第9号についても同じく提案理由の説明で、主な質疑は、利用時間の管理に問題がないのかの問いに対し、施行規則は9時から約10時までとなっているので、現状、夜10時までとなっているので、現状も夜10時までの利用が可能、現状に合わせた改正である。

さらに、24年度実績使用料と消費税に伴う増収分はどれくらいかの問いに、実績で17万4,310円、増収分では4,900円程度と見ている。

また、町民の部屋使用料は基本的に無料化の問いに、目的外でない団体登録がされてる団体は無料である。

また、老人福祉センターとの管理費用などの別になっているのかの問いに、

老人福祉センターの管理費用も町の負担なので、特に問題はないなどの質疑が出され、慎重に審査した結果、全会一致で可決するものと決しました。

続く議案第10号も同じ提案理由の説明で、主な質疑は、24年度の実績及び増収分はどれくらいかの問いに、部屋使用料は1万5,330円、冷暖房料は24万5,090円で、消費税増収分は400円程度と見ている。

利用時間の変更理由は何かの中で、規定の中で9時から夜10時までとなっていたので、現状に合わせた。

使用状況はどうなっているのかの問いに、24年度は1万7,905名、1,464件の活用がされているなどの質疑が出され、慎重に審査した結果、全会一致で可決するものと決しました。

続きまして、議案第11号、長与町武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第12号、長与町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例、議案第13号、長与町海洋スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、3月12日、委員全員出席のもと、説明員として吉村教育次長、帯田スポーツ振興課長ほか関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしました。

提案理由は、前号と同じ提案理由で、消費税増税に伴う条例改正であるとの説明でありました。

主な質疑では、武道館の使用状況はどうなっているかの問いに対し、24年度実績で、使用料は53万5,540円。

消費税増税分はどれくらいかの問いに対し、1万5,342円程度。

武道館の支払ってる電気料はどれくらいかの問いに対し、66万3,276円かかっていると答えられました。

武道館についても利用者、団体は登録するのかの問いに対し、団体登録の利用となっているが、自治会の利用も可能になっているという問いでありました。

昼間の利用も電気使用料は発生するなどの問いに対し、危険を伴うので、電気をつけるよう指導しているなどの質疑が行われ、賛成多数で可決するものと決しました。

議案第12号についても提案理由の説明は同じく、主な質疑では、高田小体育館の町民以外の利用は料金を引き上げてはどうかという問いに対し、高田小は面積が狭いので、ほかの小学校よりも安い料金としているという答弁でありました。

体育館の使用料の料金を見直してよいのではないか、この問いに対し、今回は消費税を伴う料金の改定としている。料金見直しは検討しているとの問いがありました。

使用料の収入状況はどうなっているかの問いに対し、24年度の小学校全体で134万5,000円、消費税増税分は、消費税分は4万4,670円、中学校全体で97万8,490円、増収分は2万8,420円との答弁でありました。

電気料金は現状どうなっているかの問いに対し、震災後電気料金が上がっ

て昨年より、昨年1月現在、昨年より1月現在で64万円ほど上がってきているという答弁がありました。

以上のような質疑が出され、賛成多数で可決するものと決しました。

議案第13号も引き続き同じ提案理由の説明でありました。

主な質疑は、更衣室は体験ペーロン時に利用料が発生するののかの問いに対し、体験ペーロンは無料としているので、発生しない。

冷暖房使用料の改正は行わないののかの問いに対し、今回の改正は冷暖房については現状のままになっている。

さらに、ペーロン協会などからの収入はあるののかの問いに対し、町内に有する団体の場合は無料となっているので、もらっていない。

24年度の使用料はどれくらいかの問いに対し、町外の利用で4,620円の収入などの答弁が行われ、質疑が出され、全会一致で可決するものと決しました。

続きまして、議案第18号、長与町老人福祉センター「丸田荘」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、3月12日、委員全員出席のもと、説明員として田島生活福祉部長、藤井介護保険課長ほか関係職員の出席を求め、審査を行いました。

提案理由の説明は、同じく消費税引き上げに伴い主要な部分の改正条例との説明を受けました。

主な質疑では、24年度の使用料はどれくらいかの問いに対し、137万7,050円の入浴料がある。

部屋の使用料についてはどうなっているかという問いに対し、町民が利用の場合は無料となっているので、入浴料だけが入ってきてるという答弁でありました。

第8条の条文はほかの条例で削除されているが、本議案で改めるとしてるのはなぜか。ほかの条例と違った形になっているので、ほかの条例と整合をとる必要があるのではないかの質問に対し、各条例と整合性をとるように庁内で調整してきたが、今後条例改正の折に整えていきたいなどの答弁が行われ、質疑がなされ、慎重に審査した結果、全会一致で可決するものと決しました。

続きまして、議案第19号、長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、3月12日、委員全員出席のもと、説明員に田島生活福祉部長、益富生活福祉部理事ほか関係職員の出席を求め、審査を行いました。

提案理由の説明は、消費税改定に伴う改正で、及びふん尿をし尿に変更するという説明を受けました。

主な質疑では、くみ取り世帯はどれくらいかの問いに対し、24年度で従量制では230件、人頭制では117件となっている。

270円に変わるとどれくらいの負担になるののかの問いに対し、人頭制で一月3,240円の負担となる。

ふん尿からし尿に改正した理由は何かの問いに対し、ほかの条例の関係と



してし尿に変える、ふん尿という言葉が現在使われていない状況もあり、し尿に変えた。

条文中の第9条のイの条文が消費税を含めた額となっている。これまでのほかの条例改正では含む額と明記してあるが、整合性を図る必要があるのではないかの問いに対し、整合性を含め、改正が必要ならば次回改正の折に改めていきたい。

以上のような質疑が出され、審査、審査の結果、賛成多数で可決するものと決しました。

続きまして、議案第29号、平成25年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、3月12日、委員全員出席のもと、説明員に田島生活福祉部長、小佐々健康保険課長ほか関係職員に出席を求め、審査を行いました。

提案理由の説明は、歳入歳出に9,743万6,000円を追加し、予算総額を47億8,466万1,000円にするもので、25年度分への、25年度分の、への繰越額確定であると説明を受けました。

主な質疑は、繰越金をなぜ予備費に歳出予算としたのか。予備費への補正、支出の目的は何かの問いに対し、医療費支出は現状では予算どおりに執行できそうだが、通常3月は医療費の増加が見込まれ、不足を補うために補正をしなければならなかった。補正をしなければ執行できないので、予備費に計上したなどの質疑が出され、審査の結果、全会一致で可決するものと決しました。

続きまして、議案第30号、平成25年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件は、3月12日、委員全員出席のもと、説明員に田島生活福祉部長、藤井介護保険課長ほか関係職員の出席を求め、審査いたしました。

提案理由の説明は、歳入歳出に699万2,000円を追加し、総額3億9,766万9,000円とするもので、広域連合への保険料の追加納付との説明を受けました。

主な質疑は、今回最終見込み額としてあるが、決算のときにまだ数字が動くのかの問いに対し、保険料が上下するが、決算額と同額になる予定だという答弁でありました。

納付額の追加は本町だけが足りなかったのかの問いに対し、広域連合で精査して確定した額、各町にも請求をされているとの答弁でした。

特別徴収と普通徴収の割合はの問いに対し、当初予算では特別徴収が70%、普通徴収が30%組んでいたが、最終では特別徴収が64.1%、普通徴収が35.86%になっているとの答弁でした。

以上のような質疑が出され、慎重に審査の結果、全会一致で可決するものと決しました。

続きまして、議案第31号、平成25年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、3月12日、委員全員出席のもと、説明員として田島生活福祉部長、藤井介護保険課長ほか関係職員の出席を求め、審査を行い

ました。

提案理由の説明は、歳入歳出にそれぞれ264万6,000円を追加し、総額25億9,377万1,000円にするもので、介護保険システム改修の補正と説明を受けました。

主な質疑は、補助額が72万9,000円とあるが、補助額は決まっているのかの問いに対し、基準額の何、2分の1が補助によるものであると。その基準額は145万8,000円になっているなどの質疑が出され、慎重に審査の結果、全会一致で可決するものと決しました。

続きまして、議案第37号、平成26年度長与町国民健康保険特別会計予算については、3月14日、委員全員出席のもと、説明員として田島生活福祉部長、小佐々健康保険課長ほか関係職員の出席を求め、審査を行いました。

提案理由の説明は、平成26年度は加入者世帯を5,415世帯、加入者数は9,762人で予算を編成とし、事項別明細書に基づいて説明を受けました。

主な質疑では、税率の改正予定があるのかの問いに対し、24年度に改正後、2億円の増収を見込んでいたが、見込みどおりでなく、改正の、改定の必要性があることは否定できないとの答弁でした。

また、5割、7割の軽減が拡大される予定だが、予想された予算組みをしているのかの問いに対し、閣議決定はされているが、まだ決まっていないので、予算には反映されていないとの答弁でした。

特別調整交付金がふえる対象になる取り組みは何かの問いに対し、県による判断基準があり、本県の場合、保険税の徴収率の向上や、特定健診の受診率の向上などが対象となる。

本町の場合はふえてるのかの問いに対し、24年度の決算で1,300名ほどの追加交付を受けた例があるとの答弁でした。

さらに、加入者世帯、被保険者は25年度の現状はどうかに対し、平成25年度1月現在で平均5,377世帯、1月現在の平均で5,377世帯、9,661人となっている。

また、保険料の負担はこれ以上上がると大変だという意見があるが、どう考えるかの問いに対し、委員の意見に十分わかるが、十分考慮して判断していきたいとの答弁でした。

長与町の保険税の実態はどうなってるかの問いに対し、モデルケースとして、40歳以上の夫婦、子供1人世帯で所得133万円、固定資産税4万8,000円の場合、国民健康保険税は24万500円になる。この金額は県下21市町村のうち19番目の保険税となっているとの答えがありました。

また、一般会計の繰り入れの考えはないかの問いに対し、以前からも答弁しているが、法定外繰り入れを行う考えはない。

さらに、運営協議会は6人との説明だったが、条例では7人となっているのがなぜかの問いに対し、退職者加入者が全体の過半数以上いるときは選任するようになっているが、過半数に満たないので、6人で構成している。

また、運営協議会は公開できるのかの問いに対し、他の事例も確認しなが

ら公開できるものは公開していきたい。

さらに、特定健診の町内以外の受診の可能性はどうなっているかの問いに対し、長崎市へ協議をしているが、検査料が違うため受け入れられる状況にない。

さらに、後発医薬品の利用状況はどうなっているかの問いに対し、24年度で20%弱の利用状況にあるなどの質疑が行われ、慎重に審査の結果、賛成多数で可決するものと決しました。

続きまして、議案第38号、平成26年度長与町後期高齢者医療特別会計予算については、3月13日、委員全員出席のもと、説明員に田島生活福祉部長、藤井介護保険課長ほか関係職員の出席を求め、審査を行いました。

提案理由の説明では、平成26年1月現在で被保険者は4,138人で、昨年より4,020人増加している。また説明については、事項別明細書で説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑は、特別徴収と普通徴収の割合が昨年より変わっているがなぜかの問いに対し、補正で説明したように、現状に合わせての割合に調整した。

普通徴収が35%になつて分析はの問いに対し、後期高齢者医療の場合、本人の申請で特別徴収から普通徴収に変更できるので、例年の状況を見て35%とした。

ほかの質疑は、国保から後期高齢者への移行の期間が一定必要と聞いたがどうなっているかの問いに対し、誕生日と同時に保険料の徴収を年金から天引きできる状況にはない。6カ月ぐらいの移行期間が必要となるとの問いがありました。

軽減対策が行われると聞いているが、どうなっているかの問いに対し、昨年7割軽減が1,471人から1,509人、5割軽減が73人から226人、2割軽減が221人から235人となっている。

広域連合での県の負担をふやしてほしいとの要請があつて、どのような状況かの問いに対し、県は町と同じ負担割合しか補填してない状況にある。

長崎県の保険料の順位はの問いに対し、九州では一番低いが、全国では17位、全国平均は4万5,425円だが、長崎県の場合、4万6,800円になるなどの質疑が出され、慎重に審査した結果、賛成多数で可決するものと決しました。

最後に、議案第39号、長与町介護保険特別会計予算については、3月13日、委員全員出席のもと、説明員に田島生活福祉部長、藤井介護保険課長ほか関係職員の出席を求め、審査を行いました。

提案理由の説明では、平成26年1月現在で認定者は、1号被保険者は1,003、1,683人、2号被保険者は32人となり、前年と比べ、1号で51人の増、2号では2人の減となっていることが報告され、保険事業勘定、サービス勘定とも事項別明細書で説明を受けました。

主な質疑は、保険事業勘定では、特別徴収、普通徴収の割合はどうなつてくるかの問いに対し、特別徴収は89.5%、普通徴収は10.5%になっている。

普通徴収が低いのはなぜかの問いに対し、介護保険は年金天引きが原則となっている。

さらに、26年度は法定負担割合が変わったのかの問いに対し、24年から26年の3カ年は第5期事業のため、法定負担割合は変わっていない。保険料の負担割合は21%になっているとの答弁でした。

高齢化の中で今後の予想はの問いに対し、第6期の保険料負担割合は22%になる、22%になる予測としている。

さらに、介護保険認定審査会の報酬は妥当なのかの問いに対し、認定審査会の委員には会議で審査をするだけでなく、資料の読み込みなどもお願いしており、妥当だと思うとの答弁でした。

また、第6期の事業計画に特養の建設の考えがあるのかの問いに対し、施設をつくると給付が伸びて保険料の引き上げに、引き上げになるおそれがあるので、簡単にはいかないとの答弁でありました。

また、サービス勘定の質疑では、サービス勘定の必要性はあるのかの問いに対し、事業勘定とサービス勘定に分けてるのは法律で決められている。

また、保険制度の改定が言われているが、どのような中身になるかの問いに対し、新聞等では要支援が町に任せられるようになるがあるとあるが、6期の事業計画にはまだ指導が来ていないので、そうした方向に進むと考えられるなどの質疑が出され、慎重に審査した結果、全会一致で可決するものと決しました。

以上、報告を終わります。

議長

(山口経正議員)

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第3号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第4号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第5号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第6号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第7号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第8号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第9号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第10号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第11号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第12号についての質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。

次に、議案第13号についての質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。

次に、議案第18号についての質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。

次に、議案第19号についての質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。

次に、議案第29号についての質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。

次に、議案第30号についての質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。

次に、議案第31号についての質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。

次に、議案第37号についての質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。

次に、議案第38号についての質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。

次に、議案第39号についての質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第3号の討論行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第10、議案第3号、長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第4号の討論行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第11、議案第4号、上長与地区公民館の特別施設使用料条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。  
本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第5号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番

(河野龍二議員)

18番。私は議案第5号について反対の討論を行います。

議案第5号も消費税の増税分を使用料に転嫁する中身のものであります。前後2号については、同じく条例改正がされていますが、実質は町民負担がないということで賛成をいたしました。議案第5号については、今回の使用料については町民の負担増となります。消費税は所得が低い人ほど負担が重くなる逆進性の税金です。先ほどの討論でもありましたように、地方自治体の一般会計は使用料から消費税を受け取っても国に納める必要がないお金です。地方自治体の公共施設の目的は住民福祉の向上のために広く活用することが目的であります。町が営業活動するものではありません。使用料に消費税を転嫁をし、負担がふえることは福祉の向上、広く住民が利用することの障害の一つになるのではないかと考えます。

今回の質疑の中で、消費税の増税分は14万ほどという説明がありました。文化ホールにかかる経費が賄える金額では到底ありません。まさに文化ホールの使用料の考え方は多くの皆さんが文化、芸術に触れる機会を多くするため、多くつくるための施設であると、そういう考えからの使用料だというふうに考え、私は消費税の8%の転嫁が必要がない施設だと考え、以上のことから反対討論といたします。

議長

(山口経正議員)

次に、賛成討論ありませんか。

9番、森謙二議員。

9番

(森謙二議員)

9番。賛成の立場から討論します。

施設の物品や光熱費には消費税が含まれております。利用者負担の観点から料金等の引き上げは妥当であると思えます。以上です。

議長

(山口経正議員)

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第12、議案第5号、長与町民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。  
本案に対する委員長報告は可決です。  
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
(起立多数)

議長

(山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第6号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番

(河野龍二議員)

18番。議案第6号について反対討論を行います。

反対理由は、前項と同じ内容であります。質疑の中でつどいの家の利用者は子供会などが多く、長与町の将来を担う子供たちにさまざまな体験をしていただく施設であります。消費税の増収分はわずか9,000円程度とお聞きいたしました。それほどの金額であれば町の財源、財政に何ら影響を与える金額ではありません。現状の金額に内税の8%という形でも十分よかったのではないかと考えます。先ほどの討論と同様、こうしたさまざまな体験を行う機会を奪う障害になりかねないというところから反対するものであります。

議長

(山口経正議員)

次に、賛成討論ありませんか。

9番、森謙二議員。

9番

(森謙二議員)

9番。先ほどの5号、5号議案と同様の内容でございますが、賛成の立場から討論します。

施設の物品や光熱費には消費税が含まれております。利用者負担の観点から料金等の引き上げは妥当であると思っております。以上です。

議長

(山口経正議員)

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

17番、西田敏議員。

17番

(西田敏議員)

私は議案第6号に賛成の立場で討論します。

本件は平成26年4月1日に実施される消費税増税に対応して施設使用料を改定するものです。実質的には町民は冷暖房使用料に負担増となりますが、国の指導でもあります社会保障の安定財源の確保など図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部改正する法律を確実に実行されることを信じて、賛成といたします。

議長

(山口経正議員)

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第13、議案第6号、長与町宿泊研修施設「つどいの家」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長 (山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第7号の討論行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第14、議案第7号、長与北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第8号の討論行います。

まず、反対討論ありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)

18番。議案第8号についても反対討論を行います。

反対の理由は前5号、6号と同じ内容であります。議案第8号は特に、この名称にもありますように、健康増進を図る目的の施設であります。住民のスポーツの機会、体を動かす機会、また地域住民と親睦を深める機会と、多くの役割を担っております。そういった意味では住民サービスでこうした負担増を押しつけるのではなく、これまで同様の負担の中で十分な運営ができるというふうに判断し、この議案第8号については反対いたすものであります。

議長 (山口経正議員)

次に、賛成討論ありませんか。

9番、森謙二議員。

9番 (森謙二議員)

9番。賛成の立場から討論します。



5号議案、6号議案と同様であります。施設の物品や光熱費には消費税が含まれております。利用者負担の観点から料金等の引き上げは妥当であると思えます。以上です。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

17番、西田 敏議員。

17番

(西田 敏議員)

私は本議案に賛成の立場で討論いたします。

先ほども申し上げましたが、消費税増税に対応して施設使用料を改定するものであります。実質的には平成24年は26万1,750円の使用料です。これが3%アップしてもプラス7,600円でございます。そういうことで今回は国の指導でもありますし、社会保障に使うということでございますので、それを信じて本案に賛成といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第15、議案第8号、長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議 長

(山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第9号の討論行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第16、議案第9号、長与町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第10号の討論行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第17、議案第10号、長与町働く婦人の家条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第11号の討論行います。

まず、反対討論ありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)

18番。議案第11号についても反対の立場から討論を行います。

武道館の消費税の増収分は、14年度で、24年度で換算すると約1万5,000円程度と説明を受けました。この施設も本町の武道に、武道を志す方々の重要な施設であります。礼節を重んじ、精神の鍛錬と心を育てる大切な場所であり、施設であります。わずかな消費税の転嫁をすることなく、住民福祉の向上を目的に現状のままでも何ら問題がないと思われる金額であり、よって前号同様に反対するものであります。

議長 (山口経正議員)

次に、賛成討論ありませんか。

9番、森 謙二議員。

9番 (森 謙二議員)

9番。賛成の立場から討論いたします。

同様の内容であります。施設の物品や光熱費には消費税が含まれております。利用者負担の観点から料金等の引き上げは妥当であると思っております。以上です。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第18、議案第11号、長与町武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長 (山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第12号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)

18番。議案第12号も同様の理由で反対討論を行います。

学校施設の体育館は、質疑の中でこの利用が、回数が約1年間で6,600回あることがわかりました。そういった意味ではまさに本町のスポーツの拠点、根幹となる施設であるということが十分理解できました。質疑の中では、震災後の電気料が増額しているという問題も質疑がありましたが、私はここもこうした利用があるという状況の中では、まさに住民福祉の向上に大きな役割を果たしている施設だというふうに思います。いつでも気軽に使える、これが公共施設のよいところではないでしょうか。消費税の転嫁によりその負担を押しつけるということは、その機会を奪う原因にもなりかねません。

以上のことから消費税の転嫁については反対するものであります。

議長 (山口経正議員)

次に、賛成討論ありませんか。

9番、森謙二議員。

9番 (森謙二議員)

9番。賛成の立場から討論いたします。

同様の内容であります。施設の物品や光熱費には消費税が含まれております。利用者負担の観点から料金等の引き上げは妥当であると思っております。以上です。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

17番、西田敏議員。

17番 (西田敏議員)

私は本議案に賛成の立場で討論します。

本件は4月1日からの消費税増税に対応して施設使用料を改定するものですが、実質的には電灯使用料でございます。先ほど6,600件の使用回数があるという、討論の中で出ましたけれども、これは実際体育館は、使う人はもっと、数でいえば膨大な数です。で、これは1人当たりには負担すると、かなり安くてほとんど影響はないような金額になるような計算になります。そういうことで今回は国の施策でもありますし、この抜本的な社会保障の安定財源のために使うということですので、信じて、賛成討論といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論ありませんか。  
次に、賛成討論ありませんか。  
討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから、日程第 19、議案第 12 号、長与町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例を採決します。  
この採決は起立によって行います。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
(起立多数)

議長

(山口経正議員)  
起立多数。  
よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
これから議案第 13 号の討論行います。  
まず、反対討論ありませんか。  
次に、賛成討論ありませんか。  
討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから、日程第 20、議案第 13 号、長与町海洋スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)  
異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
これから議案第 18 号の討論行います。  
まず、反対討論ありませんか。  
次に、賛成討論ありませんか。  
討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから、日程第 21、議案第 18 号、長与町老人福祉センター「丸田荘」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)  
異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
これから議案第 19 号の討論行います。  
まず、反対討論ありませんか。

18番 18番、河野龍二議員。  
(河野龍二議員)

18番。議案第19号も前号同様な立場で反対討論を行います。  
このし尿のくみ取りは生活する上でも、環境上でも滞ってはいけないものであります。これまでも説明した、討論したとおり、ここでいただいた消費税は転嫁することのない消費税で、失礼しました、納めることの必要がない消費税であります。そもそも納める必要がない消費税を転嫁することに反対し、本議案の反対討論といたします。

議長 (山口経正議員)  
次に、賛成討論ありませんか。

9番 9番、森 謙二議員。  
(森 謙二議員)

9番。賛成の立場から討論いたします。  
同様の内容であります、繰り返します。物品や光熱費には消費税が含まれております。利用者負担の観点から料金等の引き上げは妥当であると思えます。以上です。

議長 (山口経正議員)  
次に、反対討論ありませんか。  
次に、賛成討論ありませんか。  
討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから、日程第22、議案第19号、長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を採決します。  
この採決は起立によって行います。  
本案に対する委員長報告は可決です。  
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
(起立多数)

議長 (山口経正議員)  
起立多数。  
よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
これから議案第29号の討論行います。  
まず、反対討論ありませんか。  
次に、賛成討論ありませんか。  
討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから、日程第23、議案第29号、平成25年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。  
本案に対する委員長報告は可決です。  
本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第30号の討論行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第24、議案第30号、平成25年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山口経正議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第31号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第25、議案第31号、平成25年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山口経正議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第37号の討論行います。

まず、反対討論ありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番（河野龍二議員）

議案第37号、平成26年度長与町国民健康保険特別会計予算について、私は反対の立場から討論いたします。

本町の国民健康保険税は、質疑中でもありましたように、長崎県下で21市町中19位と、ほかの自治体に比べれば比較的安いように思われます。しかし質疑の中でも出てきたように、40歳以上夫婦、子供1人、所得133万円、固定資産税4万6,000円の場合、保険税は24万500円になります。所得の18%にもなります。国民健康保険の家庭の負担はこれだけではおさまりません。国民年金の負担、約毎月1万6,000円程度、当然町、県民税などの税金の負担、これでは生活ができないのが当たり前です。

この実態が幸福と言えるでしょうか。国民健康保険財政を税に依存することは既に困難だと考えています。国を責任を十分に果たしてもらい、そして県の責任、町の責任も果たす、こうした姿勢がなければ、私は解決できない問題だと考えます。国保税が、国保税、国民健康保険会計が財源が逼迫すると税の引き上げでは、まさに憲法が保障する最低限度の生活すらできなくなってしまいます。

先日、朝日新聞の記事で、全国の国民健康保険の加入者の約2割が滞納しているという報道がされていました。滞納すると、保険証が短期の保険証また資格証明書にかわり、医療を受けることすら困難になるとあります。まさに国民健康簡易保険の崩壊です。国民健康保険加入者は所得が低い人が多く、これもまた財源確保の大きな原因となっています。

しかし、本町の場合、保険税を24年度に引き上げたが財源の確保ができず、さらに保険税の見直しが検討されているという見解をお聞きいたしました。私は、今、地方自治体は何ができるのか、何をすべきかを十分に考え、町民の生活を幸福に導くための施策をとるべきだと思います。それには、大型開発の事業に町の財源をつぎ込むのではなく、こうした社会保障充実に充てるべきだというふうな立場です。

以上の内容から、本国民健康保険26年度予算に反対するものであります。

議長

(山口経正議員)

次に、賛成討論ありませんか。

17番、西田 敏議員。

17番

(西田 敏議員)

私は、議案第37号、平成26年度長与町国民健康保険特別会計予算に賛成の立場で討論します。

国民健康保険制度は自営業者、年金生活者、無職者、非正規労働者などが加入している保険制度であります。長与町は5,415世帯9,760人で、70歳以上のほとんどが加入しております。我が国は少子高齢化の進行で税収が伸びない中で、医療費は増大し続け、今やどこの自治体でも保険料の負担増につながり、収納率の低下などに頭を痛めています。しかし、低所得者や無職者でも保険証があれば3割以下の自己負担で医療が受けられ、この制度が大切なことは誰でも理解できるところです。

平成26年度も特定健康診査、保健指導や疾病予防費に前年より増加の予算が組まれております。被保険者である町民も健康に留意し、行政とともに医療費抑制に協力していくことが望まれます。また、公平性の視点からも収納率向上に努力していただくことを要望して、賛成討論といたします。

議長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

11番、岩永政則議員

11番

(岩永政則議員)

私は、議案第37号、平成26年度長与町国民健康保険特別会計について、

賛成の立場から討論をいたします。

本予算につきましては、歳入歳出それぞれ44億2,475万7,000円となっておりまして、うち一般被保険者国民健康保険税は7億1,843万5,000円で、昨年度、当初予算に対しては減額の状況でございます。加入者世帯5,415世帯、被保険者数9,760人と見込んであり、総じて申し上げますと、制度にのっとって適正な予算であるというふうに認めるものでございます。

現在、国民健康保険財政は全国的に厳しい現実に直面していると言われ、長与町におきましても例外ではないようでございます。本制度は国民介護保険制度の基盤をなすものであり、勤労者等以外の農林漁業、小規模企業者等の方々の加入が主体でございます。もともと保険財政上からは大変脆弱な状況にあると言わざるを得ません。保険税の平成25年度予算額は7億4,088万4,000円、12月末における見込み額は7億9,766万6,000円とのことございまして、予算に対してはかなり伸びております。

厳しい財政状況の中、平成23年12月の議会におきまして条例の一部改正がございました。起立多数により原案どおり可決をされました。その改正の大きな狙いは、国民健康保険特別会計の健全化の実現のために、平成24年度から26年度の3カ年を税率改定適用期間とするものであります。その税収の見込み額は、3年間で9億5,000万程度といたしておりました。ある人は年間数万円以上の増額となったとも聞き及んでおります。支払う能力にも限度というものがあろうというふうに思っておるところでございます。税率改定の前提としまして、独立採算での会計運営を維持するために一般会計からの法定外繰り入れは、国保被保険者以外の住民が国保の費用を負担することになるため、原則として行わないこととするという方針であると、前葉山町長は説明を出されておられました。

聞くところによりますと、この税率改定適用期間が平成26年、今年度で終了するために、平成27年度から29年までの3カ年の税率改定適用を目指して、平成26年度に見直し作業に入るとのことでございます。また、値上げが予想されます。やむを得ないのかなという感じもいたしておりますが、現在、国民健康保険加入者の多数の方々は昭和、平成の時代を力強く支えられ、今日の社会が存在をしていると言っても過言ではございません。現在、社会保険以外の75歳未満までの方々に税負担がなされていますが、いずれ社会保険の方々も、例えば60歳で定年になると国保の加入者となりますのであります。加入すると全額本人が負担することになるのです。要は、相互扶助の最たるものとも言えましょう。そのような視点からお互いが理解し合い、一般会計繰り入れは国保被保険者以外の住民が国保の費用を負担することになるため、繰り入れはしないのではなく、国保以外の方々の理解は必ずや得られるものと思われまます。

適正な例ではないかもしれませんが、例えば、いろんな施設が町内にございますが、文化ホールがございまして、ここの利用者は年間何人で特定の方々



が利用されているということで聞いておりますが、その利用者だけに例えば建設費運営を負担させているのでしょうか。あるいは、図書館もございしますが、町民のうちに現在何人の人が図書館を利用されておりましたでしょうか。その人たちだけに建設費、運営費を負担させているのではございません。これらの施設は町民全体の何分の1の方々が文化ホールなり、あるいは図書館、町民体育館、その他施設などを利用されているのでしょうか。それは特定の人の利用が多いとの声を聞きますが、これら施設の負担はそのような特定の人たちだけに負担させるのではなく、利用しない住民の方々の税金を含めて歳出予算に組み込んで支出をしているのでございます。それも、これも相互扶助でございします。

国民健康保険加入者は世帯数約4分の1の方々が加入されているのであります。皆さん、よくよく考えてみるべきです。他の行政活動に4分の1の世帯、約1万人の方々が毎日かかわるものがあるでしょうか。私はないというふうに思います。このような加入者の状況からしましても、必ずや町民全体の理解は得られるはずであります。全国の自治体の中でも約3,500億円の法定外繰り入れを行っているそうでございます。ただ、私も一般会計からの法定外繰り入れは安易に行うべきではないとも思っておりますが、そこには一定の繰り入れの基準なりを設けて、長与町としての基準なりを設けて行うべきであるというふうに思います。また、厚労省が示しております法定内繰り入れの基準、これは法律ではなくして文書で通知をしておりますが、その見直し要請の必要もございましょう。法定繰り入れ基準は5項目ぐらいございしますけれども、そういう面の要請、見直しですね、これも必要であるというふうに思うわけでございます。要は、国民健康保険税が安易に際限なく値上げされることになると、このよき相互扶助の制度の根幹を揺るがしかねず、また住民生活に多大の危機を招きかねないことが予想されます。

執行者におかれましては、このようなことも十分考慮され、住民負担の適正化に努められるよう指摘し、賛成討論といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

9番、森 謙二議員。

9番

(森 謙二議員)

賛成の立場で討論いたします。

制度に従い、また現状を踏まえた予算が組まれていると思います。現在、国保財政は厳しい状況です。医療費の支出を抑える努力がなされていますが、税率の引き上げが避けられるようになお一層の努力と工夫に期待いたします。以上です。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)  
討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから、日程第26、議案第37号、平成26年度長与町国民健康保険特別会計予算を採決します。  
この採決は起立によって行います。  
本案に対する委員長報告は、可決です。  
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
(起立多数)

議 長 (山口経正議員)  
起立多数。  
よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
これから議案第38号の討論を行います。  
まず、反対討論はありませんか。  
18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)  
議案第38号、平成26年度長与町後期高齢者医療特別会計予算について、私は反対の立場で討論いたします。

今期の後期高齢者医療保険料は、2年間の見直し事業の中で保険料の引き上げが行われました。高齢者だけを同じ保険制度に組み込み、医療費の増加に伴い保険料を見直すことは、この保険料が天井を知らずに引き上げられるこの制度の矛盾を示しています。私はこの制度が続く限り保険料の増加はとめられないと考えます。医療費の増加などが保険料負担に直結し、保険料に際限のない引き上げがもたらされてしまいます。今回の保険料値上げでは、軽減対象者も拡大されたとは言え、値上げが2年ごとに繰り返されるのでは、後期高齢者医療の加入者はたまったものではありません。これから高齢化を迎える現世代にとっても、老後の不安が募るばかりであります。

さらに、4月からの消費税の増税の影響で診療報酬も引き上がるということが懸念されております。また、消費税の分については、来年10月からさらに10%引き上げられようとしています。まさに弱い立場の高齢者の影響ははかり知れません。

こうした状況だからこそ保険料の値上げは、私は抑えるべきだというふうに考えています。県の広域連合で判断するところで、町の対応は難しいところではありますが、私はこの後期高齢者制度が即時廃止できることを求め、この予算については反対討論といたします。

議 長 (山口経正議員)  
次に、賛成討論ありませんか。  
3番、内村博法議員。

3番 (内村博法議員)  
私は議案第38号、平成26年度長与町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、平成20年度から75歳以上を対象として行われている保険制度でございます。現在、高齢者の医療確保に関する法律などに基づいて、長崎県後期高齢者医療広域連合や各市町村で運営されております。今後、高齢化の進行による被保険者数の増加、医療技術の高度化による医療費の増加などにより、医療費はますます増大することが予想されます。このため現在、医療費の増加を抑制するために、健康事業として健康診査事業やお口“いきいき”健康支援事業などが実施されております。引き続き、町としては高齢者の皆様の健康を守っていくために、この制度の適正な事務執行をお願いしたいと思います。

また、この後期高齢者医療制度につきましては、ただいま同僚委員から意見もありましたが、この制度自体の改革につきましては、昨年、社会保障制度改革国民会議において検討されてきており、昨年8月に政府へ報告書が提出されております。この報告書の内容によりますと、後期高齢者医療については導入から既に5年が経過し、現在では十分定着していると考えられ、健康制度を基本としながら必要な改善を講じることが適当である旨、報告されております。今後、この報告書の方針に基づき、政府のほうで実施されますが、低所得者に対する保険料軽減措置のさらなる配慮など、よりよい制度になることを期待して、私の賛成討論といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

9番、森 謙二議員。

9番

(森 謙二議員)

賛成の立場で討論いたします。

制度に従って、また現状を踏まえた予算が組まれていると思います。

ところで、後期高齢者医療に限りませんが、ソフトウェアのシステムに精通した人材を要請、あるいは採用をすることを要請いたします。それにより、今以上に支出が削られる可能性があると考えております。以上です。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第27、議案第38号、平成26年度長与町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

議 長

(山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第39号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

17番、西田 敏議員。

17番 (西田 敏議員)

私は、議案第39号、平成26年度長与町介護保険特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。

先日、2月19日の長崎新聞に、介護保険料月5,000円突破、40から64歳、制度開始の2.5倍の見出しが出ておりました。40から64歳が負担する介護保険料が2014年度は過去最高を更新し、介護保険制度と開始した2000年度から約2.5倍に膨らんだというのです。これは厚生労働省推計となっております。

高齢者の増加と現役世代の減少が保険料の上昇につながっており、サラリーマンの場合、25年度に介護保険料が12年度の約2倍になるとの政府試算もあります。現役世代の負担は重くなる一方であると述べています。しかし、国民にとっては完全に定着した制度であることも確かであります。

今後、国の社会保障、給付の増額を要請していくことはもちろんですが、町は被保険者が日常生活の維持等を図るために、さらなる介護サービスの充実と予防事業の充実を図っていただきたいと思います。以上です。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第28、議案第39号、平成26年度長与町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

場内の時計で16時10分まで休憩します。

(休憩15時57分～16時10分)

議長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第29、議案第14号、長与町都市公園条例の一部を改正する条例、日程第30、議案第15号、長与町ウオーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第31、議案第22号、長与町一般公共海岸占用料及び土石採取料徴収等条例の一部を改正する条例、

日程第 3 2、議案第 2 3 号、長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第 3 3、議案第 2 4 号、長与町道路占有料徴収条例の一部を改正する条例、日程第 3 4、議案第 2 5 号、町道路線の認定について、日程第 3 5、議案第 2 6 号、平成 2 5 年度長与町水道事業会計資本剰余金の処分について、日程第 3 6、議案第 2 7 号、平成 2 5 年度長与町下水道事業会計資本剰余金の処分について、日程第 3 7、議案第 3 2 号、平成 2 5 年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 3 8、議案第 3 3 号、平成 2 5 年度長与町水道事業会計補正予算（第 2 号）、日程第 3 9、議案第 3 4 号、平成 2 5 年度長与町下水道事業会計補正予算（第 2 号）、日程第 4 0、議案第 4 0 号、平成 2 6 年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算、日程第 4 1、議案第 4 1 号、平成 2 6 年度長与町水道事業会計予算、日程第 4 2、議案第 4 2 号、平成 2 6 年度長与町下水道事業会計予算を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。  
建設産業常任委員長。

建設産業  
常任委員長

（山口憲一郎議員）

それでは、早速報告いたします。

去る 3 月 1 0 日、本会議におきまして建設産業常任委員会に付託を受けました議案の審査結果について報告いたします。

議案第 1 4 号、長与町都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、3 月 1 2 日委員全員出席のもと、説明員として日野建設部長、道端都市整備課長、そのほか関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の改正は、消費税の引き上げに伴い都市公園を占領する占用物件、単位及び占用用に関する規定を整理し、都市公園使用料の額を定めることなどを行うものとともに、所有の改正をするものとの説明を受けました。

質疑といたしましては、長与町道路占用徴収条例では占用料となっているが、都市公園条例では使用料となっているがよいのか、また金額は明記しなくてよいのかとの質疑に対しては、占用料徴収条例は管理課管轄であるが、その改正にあわせて今回都市公園条例を改正している。占用条例については上位法があるので、それにあわせて改定しているとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 1 5 号、長与町ウオーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、3 月 1 2 日委員全員出席のもと、説明員として日野建設部長、道端都市整備課長、そのほか関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の改正は、消費税引き上げに伴い、料金の額を定めることなどを行うとともに、所有の改修をするものとの説明を受けました。

質疑といたしましては、展示ホールと研修室は今回値上げがあり、冷暖房使用料は以前と同額との認識でよいのかとの質疑に対しては、展示ホールと研修室は以前は外税であり、加えると 2 1 0 円となる。今回は内税で 2 1 0

円となり、実質同額となるとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号、長与町一般公共海岸占用料及び土石採取料徴収等条例の一部を改正する条例につきましては、3月11日委員全員出席のもと、説明員として日野建設部長、森管理課長、そのほか関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の改正は、消費税率の引き上げに伴い消費税率の割合を定める改正との説明を受けました。

質疑といたしましては、消費税の100分の105を100分の108に変えるのみで占用料の額は変わっていないが、額は法律の中で決まっています変更がないのかとの質疑に対しては、占用料の金額は変わらない。国で定められているとの答弁でした。また、占用料については予算の歳入にはないようだが、現実的に生じる可能性があるのかとの質疑に対しては、今のところない、今後も出てくる可能性は薄いとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号、長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、3月11日委員全員出席のもと、説明員として日野建設部長、森管理課長、そのほか関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の改正は消費税率の引き上げに伴い、料金の額を定めるとともに所有の改正を行うものとの説明を受けました。

質疑といたしましては、18条第2項を変更した理由は何か、県の指導があったということか、そうでなく県に合わせたということかという質疑に対しては、県営住宅条例においても同様の表現がなされているため変更した、現在の実情に合わせて変更したとの答弁でございました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号、長与町道路占有料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、3月11日委員全員出席のもと、説明員として日野建設部長、森管理課長、そのほか関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の改正は、道路法施行令の一部を改正する政令に伴う占用料及び消費税の改正を行うものとの説明を受けました。

主な質疑といたしましては、占用料の規定が3段階から5段階に変更になり、減額になった理由と現在の占用料徴収条例は非課税分と消費税込みの2つに分かれているが、今回占用料だけになった理由はなぜかなどがありました。これに対しては、これまで所在地区分において、甲、乙、丙の3区分となっていたものが、道路法の施行令の改正により固定資産評価額の地価の平均をもとに、各市町を第1級地から第5級地に区分され、長与町は第3級地になっており、別表の表示方法については基本的には非課税なので、消費税を含まないものだけとしたとの答弁でした。また、占用料の徴収漏れを防ぐ手だては講じてあるのか、あくまで申請主義なのかとの質疑に対しては、占

用申請により確認してるとの回答がありました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号、町道路線の認定についてでございますが、3月11日委員全員出席のもと、説明員として日野建設部長、森管理課長、そのほか関係職員の出席を求め、開会后すぐに現地調査を実施し、調査終了後、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の認定する路線はサニータウン44号線で、長与南交流センター横の土地利用に伴い、延長29.3メートル、幅員4.0から5.0メートルの町道となる予定であるものと説明を受けました。

質疑としましては、道路の幅員が四、五メートルということだが、正確に面積は幾らかとの質疑に対しては、今回は町道の認定についての議案であり、今後道路区域の告示などがあるので、正式に測量して面積を出すことになるとの回答でした。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第26号、平成25年度長与町水道事業会計資本剰余金の処分については、3月13日、馬木水道局長、吉田水道課長、そのほか関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の剰余金処分は、用途廃止になったものについて、その資産の帳簿価格から廃止価格を除外するに当たり、資本剰余金の処分を行うものとの説明を受けました。

質疑としましては、資本剰余金の処分については今まで議案に上がってなかったが、理由はあるのかとの質疑に対しては、平成24年4月1日の地方公営企業法の一部改正により、資本剰余金の処分については条例の定めるところにより、または議会の議決を得て行わなければならなくなった。また、平成26年4月1日会計基準の見直しにより、見直し償却制度が廃止されるため、資本剰余金を処分する議案が上がるのは今年度までとなるとの答弁でした。また、布設管の耐用年数は規定では何年になっているのか、また残存価格があっても漏水などで除去することがあるのかとの質疑に対しては、耐用年数は40年である、耐用年数前でも漏水や道路改良等により布設管外により除去されることもあるとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号、平成25年度長与町下水道事業会計資本剰余金の処分につきましては、3月14日委員全員出席のもと、説明員として馬木水道局長、浦川下水道課長、そのほか関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の剰余金の処分は、マンホールポンプの制御板取りかえに伴い、資産の除去により発生する損失に充てるため、資本剰余金の処分を行うものとの説明を受けました。

質疑としましては、残存価格が残っている部分を除去したということだが、残存価格が残っているということは設備的には使えるが故障などで使えなくなったので除去するということかとの質疑に対しては、法改正により

国庫補助金受益者負担金などを財源として取得した資産の除去について剰余金の処分をする場合、議会の議決を得ないとできないので、今回上程してるとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号、平成25年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、3月12日委員全員出席のもと、説明員として日野建設部長、道端都市整備課長、そのほか関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の補正は歳入歳出それぞれ1億8,805万8,000円を減額し、補正後の総額を7億5,641万6,000円とするものと説明を受けました。審査の過程で図面にて施行箇所の説明を求め、審査に入りました。

質疑といたしましては、当初予算の段階での金利設定を高目にしていただのかとの質疑に対しては、当初では通常の金利で設定していたので低く抑えることができたとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号、平成25年度長与町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、3月13日委員全員出席のもと、説明員として馬木水道局長、吉田水道課長、そのほか関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の補正は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額で設定するもので、北陽台配水池建設に伴う第1浄水場のポンプ設備に係る変圧器盤などの追加工事による増額であるとの説明を受けました。

質疑といたしましては、榎の鼻については組合施行であるが、こういった工事負担は組合のほうにはないのかとの質問に対し、町が組合に支払うのは管の布設管などに伴う工事負担金1億8,060万円となっているとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号、平成25年度長与町下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、3月14日委員全員出席のもと、説明員として馬木水道局長、浦川下水道課長、そのほか関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の補正は、収益的収入及び支出の支出で、1,900万円の減額補正を行い、予算総額を6億7,297万円とするもの、これは処理場費が減額となり、営業費用を減額するもの、資本的収入及び支出の収入で、25万の減額補正を行い、総額を4,828万8,000円、これは国庫補助金の交付決定額が減額になり、支出では1,600万円の減額補正を行い、総額を4億498万8,000円で、長寿命化計画策定業務委託料及び取り付け管改修工事が減額になったことが主な要因との説明を受けました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号、平成26年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計予算につきましては、3月12日委員全員出席のもと、説明員



として日野建設部長、道端都市整備課長、そのほか関係職員の出席を求め、開会后すぐに現地調査を実施し、調査終了後質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の予算は、予算の総額は歳入歳出それぞれ10億1,976万5,000円とするもので、対前年比約9.5%、9,673万8,000円の増で、主に道ノ尾駅前線、三千隠線改良工事、区画道路整備工事及び造成工事、建物移転補償などを予定しているとの説明を受けました。

質疑といたしましては、土木区画整理総務費委託料500万円、工事請負費100万円は何に使うのかとの質疑に対しては、委託料については現在予定している椿林区画整理と高田南区画整理事業の区画間の調整や道ノ尾公園の土地利用を検討するための費用として計上している。工事請負費については、工事が完了した箇所の改善などの要望が地元から上がった場合、迅速に対応できるように計上をしているとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号、平成26年度長与町水道事業会計予算につきましては、3月12日委員全員出席のもと、説明員として馬木水道局長、吉田水道課長、そのほか関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の予算は、収益的収入及び支出の収入で7億9,378万9,000円、主なものは水道料金の6億8,931万8,000円、支出では7億4,656万1,000円を予定している。主なものは水道施設等の維持管理費6億7,572万3,000円及び企業債の支払い利息など4,711万3,000円である。資本的収入及び支出の収入では7,886万円見込んでいる。支出では4億3,328万7,000円、主なものは三根地区配水管布設がえ工事、高田地区配水管布設工事などとなっているとの説明があり、さらに、地方公営企業会計制度の見直しについての説明を受け、審査に入りました。

主な質疑といたしましては、退職金給付引当金について5年の分割に設定した意図は何か、1年や3年という選択肢はなかったのかなど質疑があり、5年以内に設定すれば特別損失として計上できる。5年を超える場合は営業費用として計上しなければならず、経営手法などに影響を及ぼすため5年で設定した。短期間で設定すると1年当たりの負担が大きくなるため、 possible の限り負担を平準化できるよう5年間に設定したとの答弁がありました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

最後に、議案第42号、平成26年度長与町下水道事業会計予算につきましては、3月14日委員全員出席のもと、説明員として馬木水道局長、浦川下水道課長、そのほか関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の予算は、収益的収入及び支出の収入で11億1,318万円に対し、支出では9億5,183万円。資本的収入及び支出の収入の部では4,623万3,000円に対し、支出では3億6,674万1,000円とするものとの説明がありました。さらに、地方公営企業会計制度の見直しについての説

明を受け、審査に入りました。

質疑といたしましては、営業外収入の長期前受け金戻し入れ額の費用が減価償却費に全て入っているかとの質疑に対しては、今回から始まっている国費等の減価償却部分が長期前受け金戻し入れになりますので、費用の減価償却費に全て入っているとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

議長

(山口経正議員)

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第14号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第15号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第22号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。(発言する者あり)

喜々津委員、何かありますか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第23号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第24号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第25号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第26号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第27号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第32号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第33号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第34号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第40号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第41号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第42号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第14号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

16番 (堤 理志議員)

議案第14号、長与町都市公園条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。

この条例改正は、消費税法改定による税率引き上げを踏まえ、都市公園での事業者の消費税増税分を課す、転嫁する、そうした条例改正となっております。他の議案でも討論をいたしました。町はこれらの消費税を納付するわけではありませんし、納付しない消費税増税分を徴収する内容となっております、本条例に反対をいたします。

議長 (山口経正議員)

次に、賛成討論ありませんか。

7番 (金子 恵議員)

議案第14号に対し、賛成の立場で討論をいたします。

社会保障と税の一体改革関連8つの法案が、昨年8月国会において成立、可決されました。政府は法律に基づき、平成26年4月1日から消費税率5%から8%引き上げを決定し、さらに平成27年度10月には消費税率が10%に予定されています。

その中で、今回の改正は、自治法に基づく地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整理を行ったものであります。例えば有料公園施設を利用する場合の使用料に関しましては、従来どおり町民は無料のままとなっており、町民以外の人に対する消費税引き上げ分の値上げにとどまっています。その中で、天満宮公園の夜間照明に関しましては増税分60円の値上げになりますが、これは受益者負担の観点からも住民の理解が得られるものと思います。現在、少子高齢化が一層本格化する中、厳しい財政状況のもとで社会保障の財政を安定的に確保し、将来にわたって持続可能な制度を維持、強化していく国の税制度にのっとった必要最小限の改正であると理解いたします。今後さらなる住民サービスの向上を願い、賛成討論といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第29、議案第14号、長与町都市公園条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長 (山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第15号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第30、議案第15号、長与町ウオーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第22号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第31、議案第22号、長与町一般公共海岸占用料及び土石採取料徴収等条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第23号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

16番、堤 理志議員。

16番 (堤 理志議員)

議案第23号、長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。

この条例改正は、消費税法改定による税率引き上げを踏まえた使用料の改定で、町営住宅の駐車場使用料を値上げする内容であります。町営住宅の目的は公営住宅法にうたわれています。この同法の1条には、国及び地方公共団体が協力して、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸すると、このように公営住宅の設置目的が書かれております。消費税率の改定で一番打撃を受けるのは町営住宅などに入居していらっしゃる比較的所得の低い、こうした方々です。税率の改定に伴う使用料の改定の中でも、特段の配

慮が必要であったはずですが、他の議案でも述べましたが、消費税法の規定により、町はこれら徴収した消費税の納付が発生しない仕組みです。納付しない消費税増税分を経済弱者からも徴収する内容となっており、本条例に反対をいたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、賛成討論ありませんか。

10番、西岡克之議員。

10番

(西岡克之議員)

議案第23号、私は、本案について賛成の立場で討論いたします。

今回の社会保障と税の一体改革では、厳しい財政状況のもとで少子高齢化、人口減少社会において社会保障費を安定的に確保して、将来にわたって持続可能な制度を維持していくためのものであります。

本案は、町所有の町営住宅の家賃の延滞金額の加算、駐車場使用料の消費税増税分に対する負担であり、使用者の負担の公平性を鑑みると妥当であります。よって、私は本案に賛成といたします。以上。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第32、議案第23号、長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議 長

(山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第24号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第33、議案第24号、長与町道路占有料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第25号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第34、議案第25号、町道路線の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第26号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第35、議案第26号、平成25年度長与町水道事業会計資本剰余金の処分についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第27号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第36、議案第27号、平成25年度長与町下水道事業会計資本剰余金の処分についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第32号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第37、議案第32号、平成25年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山口経正議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第33号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第38、議案第33号、平成25年度長与町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山口経正議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第34号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第39、議案第34号、平成25年度長与町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山口経正議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第40号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番

(河野龍二議員)

議案第40号の平成26年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算の議案に対して、反対の討論を行います。

この特別会計といいますか、高田南の土地区画整理事業については、先日の一般質問でも質疑をさせていただきました。その中でも、事業の終結や町の負担などが明らかにはなりません。この先どうなるか不安な状況を抱えての予算には到底賛成できません。私は、この事業の今後に、非常に大きな危険性を含んでいるというふうに感じました。全体が不明瞭な中で、予測ではありますが、今後予測されるのが完成年度の延長、それに伴う事業費の増加、またそれに伴う町財政への多大な影響があると懸念されます。この事業を進めてきた責任は非常に重いものがあります。

この事業に使われてきた費用が社会保障の充実や子供たちの教育環境の整備、また子育て環境の整備に使うことができれば、どんなに幸福度が增加するかは明瞭であります。本事業の今後の計画を早急に明確にすることを強く要望して、反対討論といたします。

議長

(山口経正議員)

次に、賛成討論ありませんか。

20番、竹中 悟議員。

20番

(竹中 悟議員)

私は、議案第40号、平成26年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算に対し、賛成の立場で討論をいたします。

今年度の当初予算は、歳入歳出それぞれ10億1,976万5,000円となっています。前年の9,673万8,000円の増額になっています。内訳につきましては、道路工事費2億6,800万、宅地平地工事費2億1,400万、保障費7件2,610万、測量試算費1,980万その他ということになっております。平成26年度末の進捗率91.5%となっています。いよいよ三千隠の地域の住宅整備も始まり、関係住民の方々の心配も少し解消できると思われます。

また、道ノ尾駅広場の道路整備も平成26年で完成と聞いています。その他、県道33号線区画整理事業内の一部、点字ブロックも2キロ予定をされております。着々と成果は上がっておりますが、当初126億円の予算額が既に100億程度オーバーをし、29年度完成は財政的には大変厳しい状態と危惧をしています。

担当者におかれましては、奮闘、努力を期待をいたしたいと思います。

なお、今年度勇退される職員の皆様方、大変お疲れさまでございました。皆さんは、住民の公僕として頑張っておられました。心より敬意を表する次第でございます。体を十分に療養されまして、第二の人生を謳歌していただきたいと思います。また、長与町の発展のため、御指導をよろしくお願い申し上げます。

このことを付記しまして、賛成討論といたします。

議長

(山口経正議員)



本日の会議はあらかじめ時間を延長して行います。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第40、議案第40号、平成26年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長 (山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第41号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第41、議案第41号、平成26年度長与町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第42号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第42、議案第42号、平成26年度長与町下水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第43、議案第43号、人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

- 町長 本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。  
(吉田慎一君)  
皆さん、お疲れさまでございます、長時間。  
それでは、議案第43号、人権擁護委員の推薦について提案理由の御説明を申し上げたいと存じます。  
本議案については、昨年度途中で退院された委員の後任として芳田眞一氏を法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。  
芳田氏は、平成22年3月に町立長与南小学校長を最後に退職されるまで教育現場で学校教育に尽力され、平成22年4月からは町民文化ホール館長として町民の教育、芸術及び文化活動の振興に尽力されてる方でございます。そのほか住所等につきましては、お手元の議案書に記載のとおりでございます。
- 議長 人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い御理解のある方と確信しておりますので、よろしく御推薦くださいますようお願いをいたします。以上でございます。  
(山口経正議員)  
これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長 (山口経正議員)  
質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
お諮りします。  
ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議長 (山口経正議員)  
異議なしと認めます。  
よって、議案第43号は、委員会付託を省略することに決定しました。  
これから議案第43号の討論を行います。  
まず、反対討論はありませんか。  
次に、賛成討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから、日程第43、議案第43号、人権擁護委員の推薦についてを採決します。  
本案は、原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)  
異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり適任とされました。  
日程第44、議員派遣の件を議題とします。  
お諮りします。  
会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。  
御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)  
異議なしと認めます。  
よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。  
日程第45、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題とします。  
総務常任委員長、文教厚生常任委員長、建設産業常任委員長、議会運営委員長から目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。  
お諮りします。  
委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

町 長 (吉田慎一君)  
異議なしと認めます。  
よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することに決定しました。  
以上で今定例会に付議されました議案の審議は全部終了しました。  
お諮りします。  
会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決された案件につきまして、字句、数字その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。  
これに御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)  
異議なしと認めます。  
よって、これから整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定しました。  
閉会に当たり、町長から発言の申し出がありますので、許可します。  
町長。

町 長 (吉田慎一君)  
平成26年第1回長与町議会定例会の閉会に当たり、お礼の挨拶をさせていただきます。

去る3月5日に開会をしていただきました本定例会は、提案をいたしました合計43に及ぶ議案につきまして、慎重審議を賜り、本日御決定をいただき、まことにありがとうございました。心から感謝を申し上げる次第でございます。議案審議、あるいは一般質問の中でも多くの御指導を賜ったわけでございます。今回は4月からの消費税改定に伴い、以前より検討してまいりました使用料、手数料関連の議案を初め、各会計の26年度の当初予算が主なものでございましたが、施政方針でも申し上げましたとおり、この予算を的確に執行しながら、十分な効果が得られますように最大限の努力をいたす所存でございます。

新しい年度も課題が山積し、町政運営もますます厳しさを増してまいります。皆様から御教示いただきましたことを念頭に置きまして、町民皆様の幸せを第一に、積極的に対応をしてまいりますので、御理解と御協力をお願いを申し上げる次第でございます。

ここで1点、専決処分についてのお願いを申し上げたいと存じます。現在予定されております平成26年度地方税法等の一部改正に伴い、長与町税条例の一部を改正する条例等につきまして専決処分をさせていただきたく、内容等を御説明申し上げまして、御理解を賜りたいと存じます。

今回の平成26年度地方税法等の一部改正につきましては、国会においては成立と同時に公布、施行される予定でございます。つきましては、現時点におきまして、町税条例等の一部を改正する条例は町議会に御提案できる状況ではございませんので、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただき、次の議会におきまして御報告申し上げ、承認を賜りたいと思っております。

この地方税法等の改正により、町税条例が一部改正される内容を若干申し上げます。法人住民税につきましては、税率の引き下げ及びこれに伴う法人事業税の税率の引き上げ、軽自動車税の見直し、固定資産税につきましては減額措置の適用期限の延長の改正などが予定されております。

今後は国会の動向を注視し、改正内容が明らかになり次第、専決処分をさせていただきたいと考えておりますので、御理解のほど何とぞよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

さて、いよいよ時節は春になってまいります。議員各員におかれましても、ぜひ御自愛をいただき、御活躍をいただきますように御健勝を御祈念申し上げまして、お礼の言葉にかえさせていただき、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

議 長

(山口経正議員)

次に、閉会に当たり、私から一言申し上げます。

今定例会では、平成26年度一般会計予算を初め、それぞれの特別会計予算、消費税引き上げに伴う条例改正案件など43本の議案が審議され、おのおの判断のもと、議決結果が出されたところであります。また、議員提出議案である議会公聴調査特別委員会の決議も可決し、今後の議会報告会や住

民懇談会の進め方について協議することとなりました。

そして、今議会から試行的に本会議と委員会審査におきまして、傍聴者の方にもわかりやすい議論をするために、議案書等の閲覧、貸し出しを実施いたしました。議会基本条例に基づいて、より開かれた議会を目指して着実に歩みを続けているところでありますが、皆様方の御理解と御協力をなお一層お願いするものであります。

さて、町民の暮らしに直結する26年度一般会計予算等が可決されました。執行に当たりましては、住民の方々の幸せを第一義に考え、速やかな事業進捗の御努力を期待いたします。

また、今会期中に東北大震災の、あの3.11から3年目を迎えました。いまだ津波の傷跡が残るところや福島原発事故で故郷に帰れない方々がたくさんおられる現状の報道に接するたびに、一日も早い復興を願わずにはいられません。被災された方々の心に早く希望の花が咲く日が来ることを、この長与の地からも御祈念申し上げます。

結びになりましたが、本定例会の議事運営に対して、皆様方の御協力に感謝申し上げるとともに、3月いっぱい退職なさる職員の皆様方にねぎらいとこれからの御健勝、御多幸を祈念申し上げまして、閉会に当たっての私の言葉といたします。ありがとうございました。

これにて会議を閉じます。

これで平成26年第1回長与町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(閉会 17時10分)

地方自治法第123条の規定により、署名する。

長崎県西彼杵郡長与町議会議長

署名議員

署名議員